

自立支援医療の対象者、自己負担の概要

- 1 対象者: 自立支援医療費(精神通院)の対象者であって一定所得未満の者
 2 給付水準: **自己負担については1割負担**(部分)。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護	低所得1	低所得2	中間層1	中間層2	一定以上
生活保護世帯	市町村民税非課税	市町村民税非課税	市町村民税<3万3千円	3万3千円≤市町村民税<23万5千円	23万5千円≤市町村民税(所得割)
所得区分①	所得区分②	所得区分③	所得区分④		所得区分⑤
負担0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			所得区分④' 負担上限額 5,000円	所得区分④'' 負担上限額 10,000円	所得区分⑤' 負担上限額 20,000円

《重度かつ継続の範囲》

① 疾病、症状等から対象となる者

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)、精神医療に一定以上の経験を有す医師が判断した者

② 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

医療保険多数該当の者